

# 令和5年度 介護保険事業所 管理者説明会

---

宇佐市介護保険課

# 1. 宇佐市における高齢者の現状

---

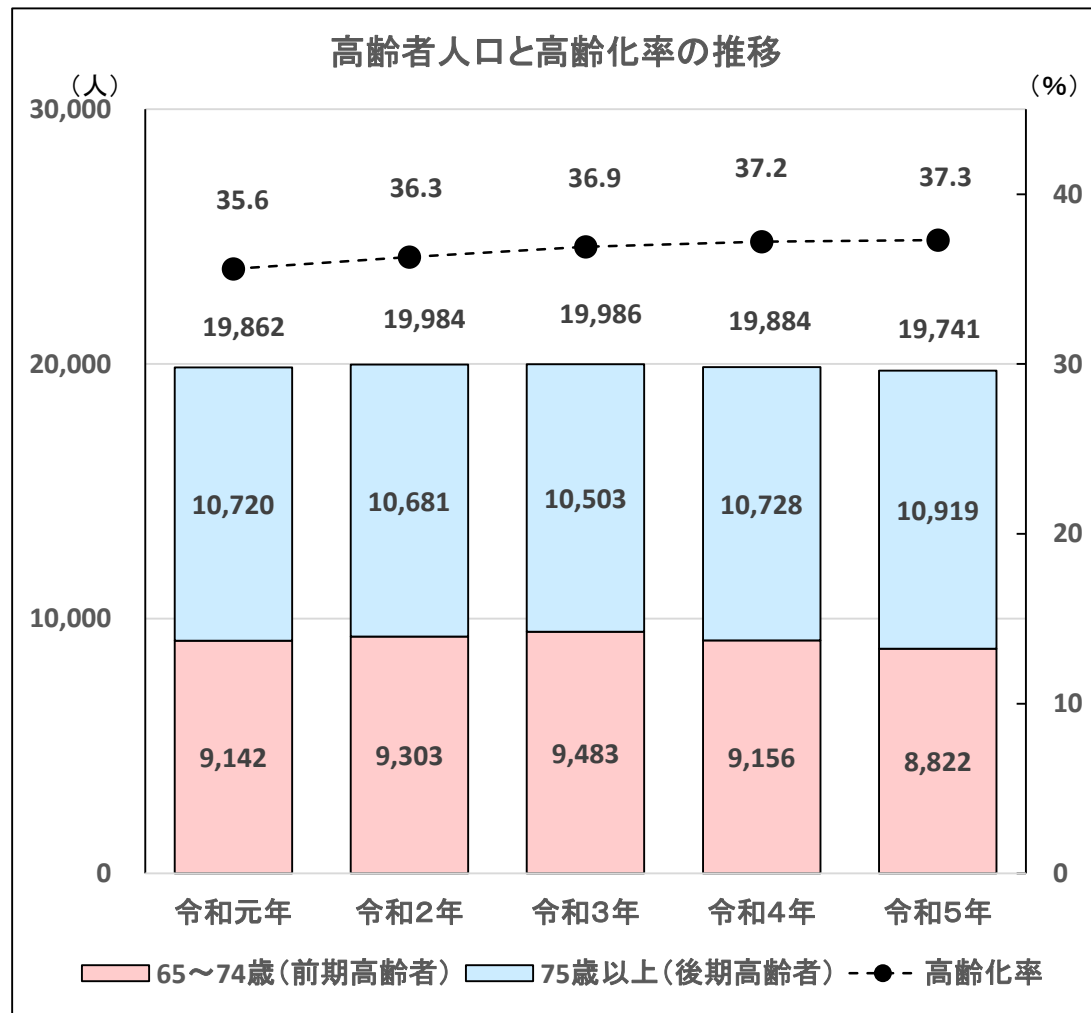
(1) 高齢者人口と高齢化率

(2) 要介護・要支援者数

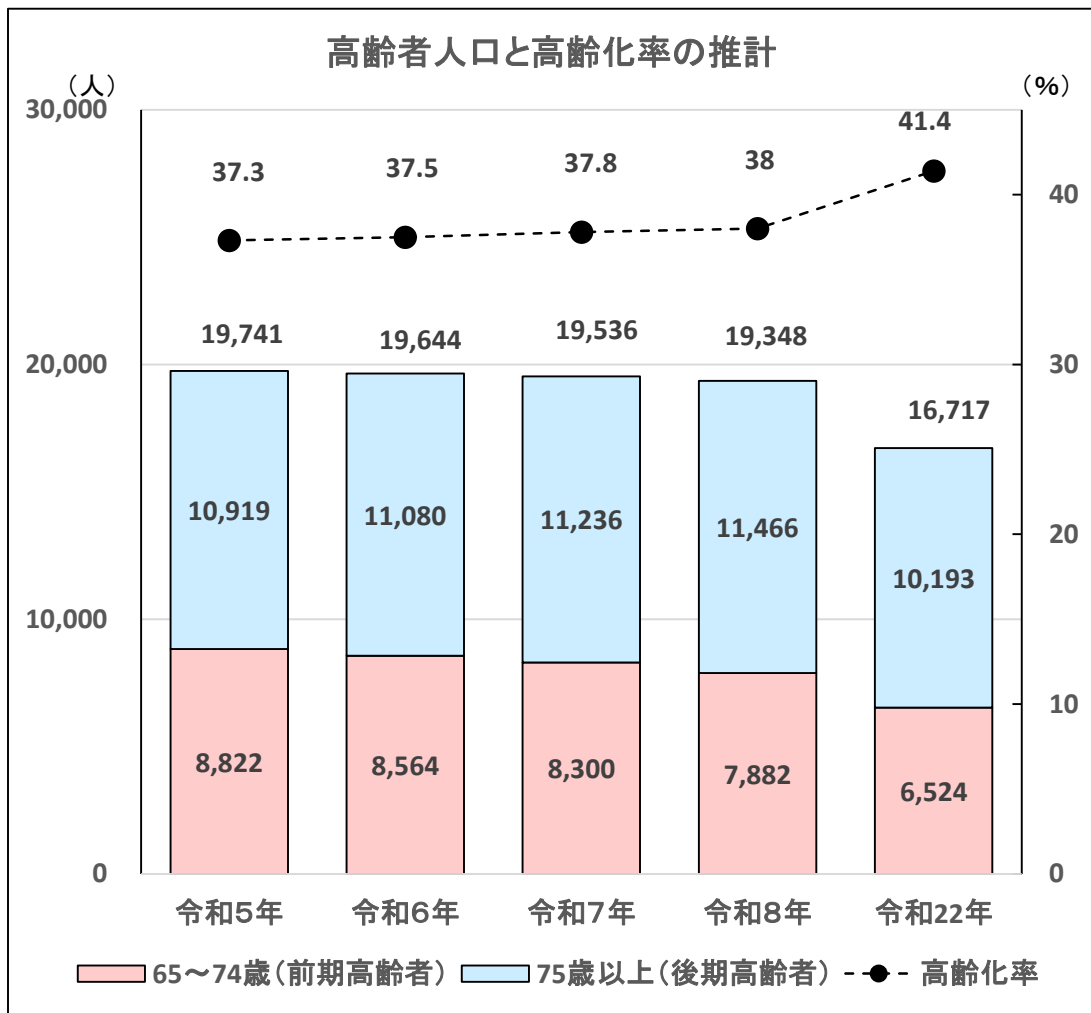
(3) 介護給付費

(4) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定

# (1) 高齢者人口と高齢化率

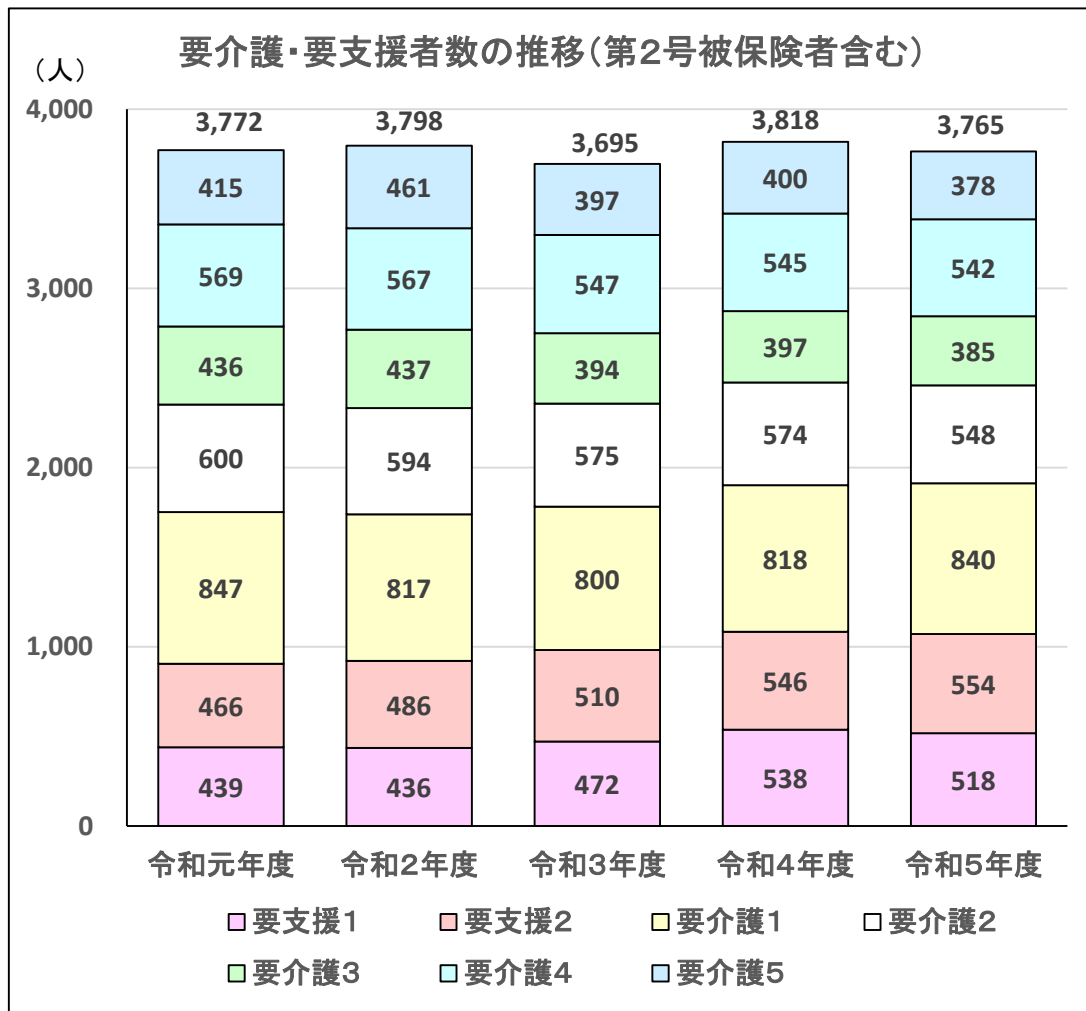


資料: 住民基本台帳法に基づく人口  
(各年10月1日時点)

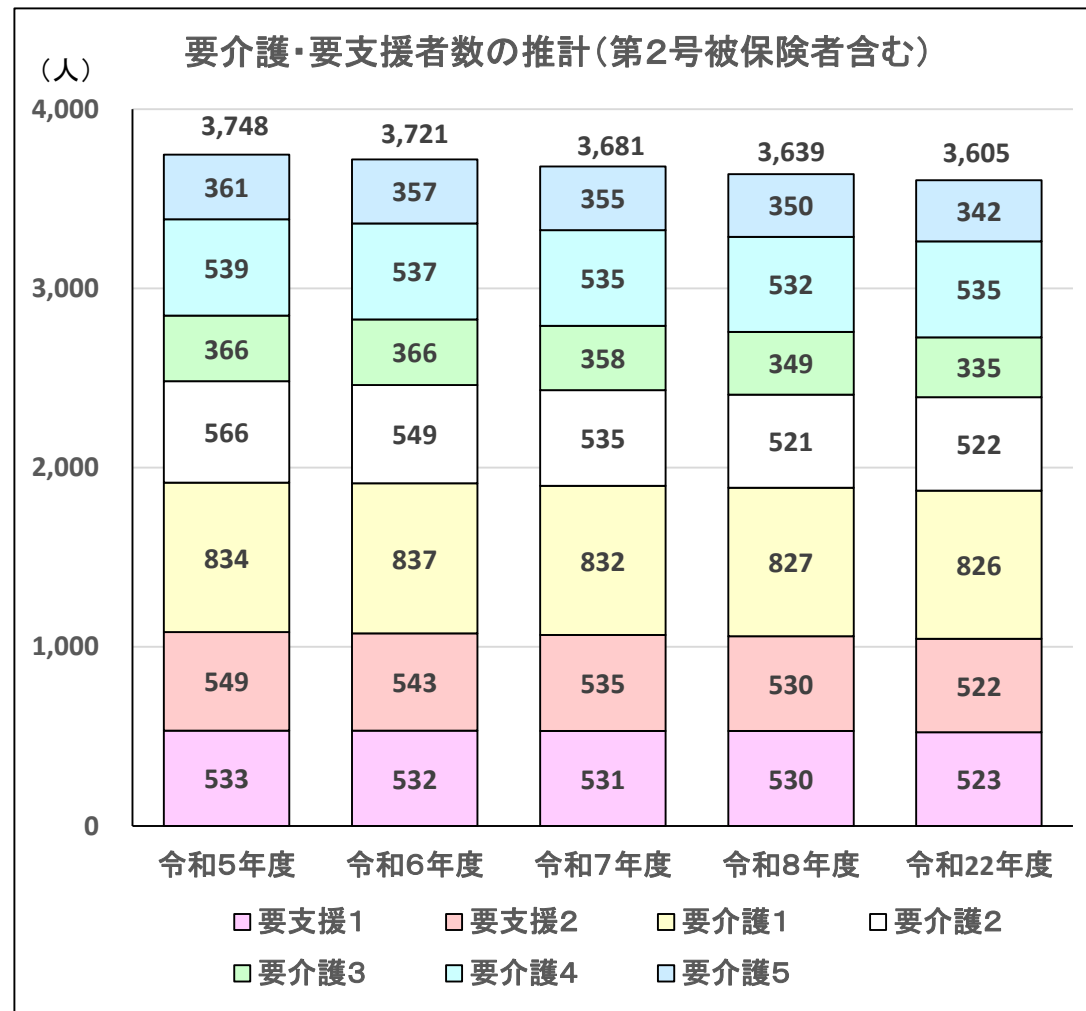


資料: 宇佐市第9期介護保険事業計画

## (2) 要介護・要支援者数(第2号被保険者含む)

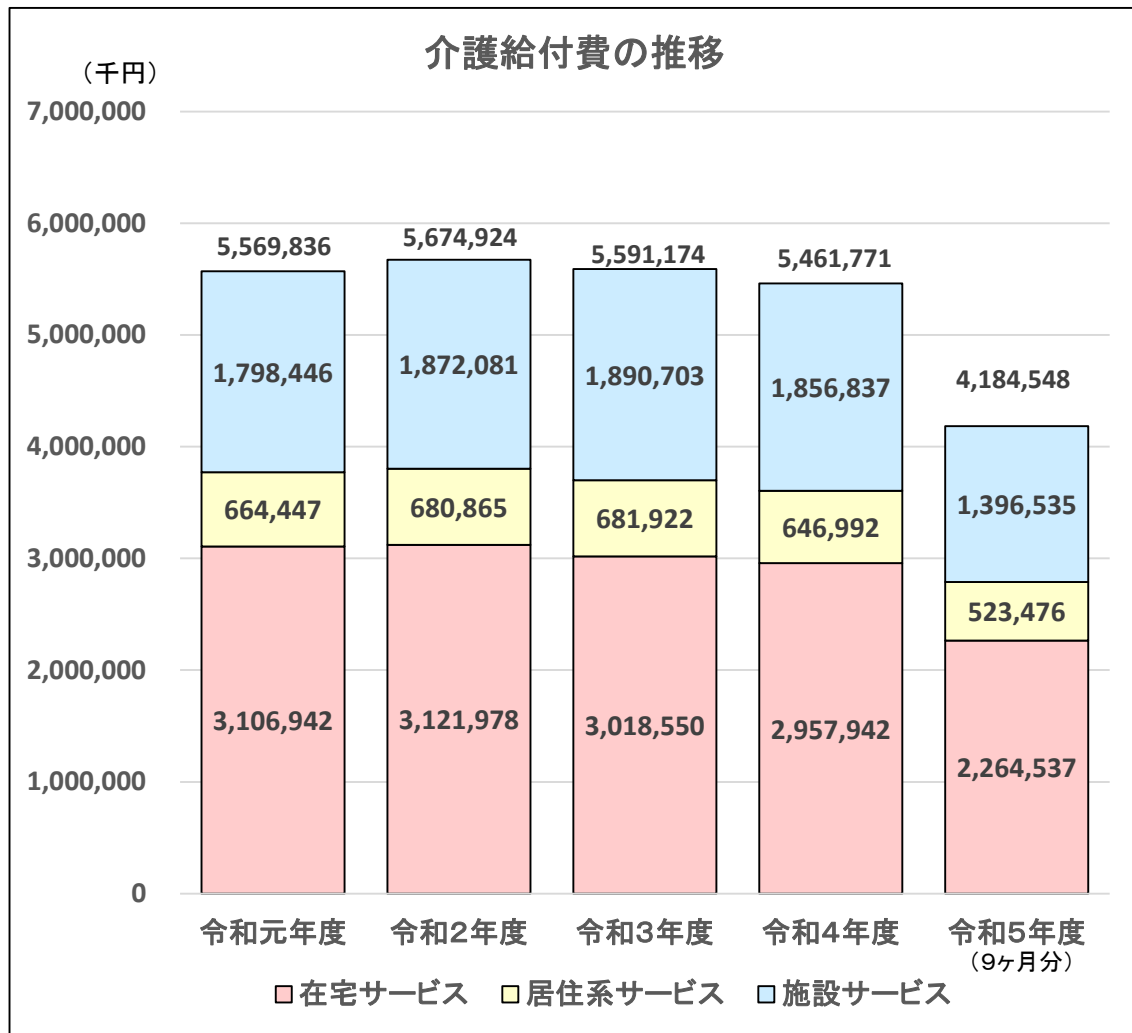


資料:介護保険事業状況報告  
(各年9月末日時点)



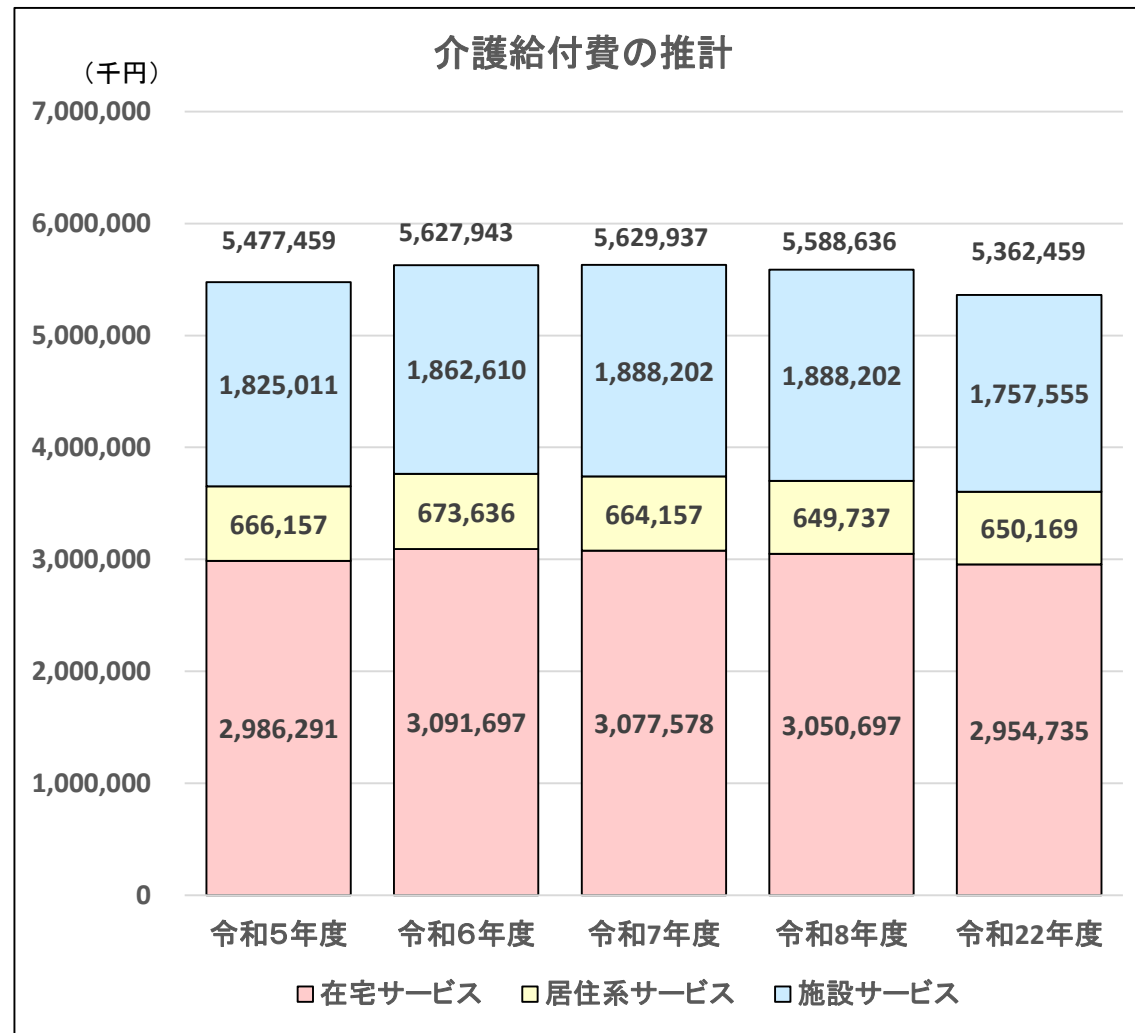
資料:宇佐市第9期介護保険事業計画

# (3) 介護給付費



資料: 介護保険事業状況報告

(給付費の各数値は小数点以下を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。)



資料: 宇佐市第9期介護保険事業計画

## (4) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定

令和6年度～8年度を期間とする「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」が策定されました。計画の理念は第8期で掲げられた理念等を継続し、「いきいきと、分かち合い、住み続けられるふるさと宇佐」としました。

特に重要な改正点としては、

- ①「地域包括ケアシステムの深化と推進」
- ②「認知症基本法の策定による認知症高齢者への支援と、高齢者の権利擁護」
- ③「介護給付費の抑制へ向けた適正化施策の実施」などがあります。
- ④「介護人材不足解消への取組」
- ⑤「予防や在宅介護の維持へ向けた支援」

などが挙げられております。

介護保険料の基準額は5,800円で据え置くこととしていますが、今後85歳人口が増えること、生産年齢人口が減少することが相まって、中長期的には再び上昇に転じることが懸念されています。

## 2. 令和6年度介護報酬改定

---

- (1) 基本報酬の見直しについて
- (2) 令和6年度介護報酬改定の施行日
- (3) 介護職員等の処遇改善
- (4) 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う  
場合の取り扱い

## (1) 基本報酬の見直しについて

---

改定率 +1.59%

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0.98%(令和6年6月施行)

その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となります。



## (2) 令和6年度介護報酬改定の施行日

---

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとなります。

### 6月1日施行とするサービス

- ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション

### 4月1日施行とするサービス

- ・上記以外のサービス

### (3) 介護職員等の処遇改善

---

- ① 処遇改善に関する加算(現行)
- ② 令和6年6月より開始する新加算について(各加算率)
- ③ 令和6年6月より開始する新加算について(取得要件)
- ④ 処遇改善加算等の届出と実績報告書の提出

# ① 処遇改善に関する加算（現行）

## 1. 介護職員処遇改善加算

対象	介護職員のみ		
算定要件	以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと。		
	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
	キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①または②を満たすかつ職場環境等要件を満たす
	<p>&lt;キャリアパス要件&gt; ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること          ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること          ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること          ※ 就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。</p> <p>&lt;職場環境等要件&gt; 賃金改善を除く、職場環境等の改善</p>		

## 2. 介護職員等特定処遇改善加算

対象	事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
算定要件	以下の要件をすべて満たすこと。※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。 ・ 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

## 3. 介護職員等ベースアップ等支援加算

対象	介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる。
算定要件	以下の要件をすべて満たすこと。 ・ 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用すること ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

## ②令和6年6月より開始する新加算について(各加算率と取得要件)

・今回の介護報酬改定により、現行の各加算が下記のとおり一本化されます。

加算率(※1)

(Ⅰ) 加算率 24.5%(※2)	処遇改善加算(Ⅰ) 13.7% 特定処遇改善(Ⅰ) 6.3% ベースアップ等支援加算 2.4%	《事業所内の経験・技能のある職員を充実》 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。 (訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)
(Ⅱ) 加算率 22.4%(※2)	処遇改善加算(Ⅰ) 13.7% 特定処遇改善(Ⅱ) 4.2% ベースアップ等支援加算 2.4%	《総合的な職場環境改善による職員の定着促進》 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <del>・グループごとの配分ルール【撤廃】</del>
(Ⅲ) 加算率 18.2%(※2)	処遇改善加算(Ⅰ) 13.7% ベースアップ等支援加算 2.4%	《資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備》 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
(Ⅳ) 加算率 14.5%(※2)	処遇改善加算(Ⅱ) 10.0% ベースアップ等支援加算 2.4%	《介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等》 ・新加算(Ⅳ)の1/2以上を月額賃金で配分(※3) ・職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・賃金体系などの整備、研修の実施等

※1 加算率は訪問介護のものを例として記載

※2 上記の訪問介護の場合、現行の3加算の取得状況に基づく加算率と比べて、改定後の加算率は2.1%引き上げられています(激変緩和措置)。

※3 現行のベースアップ等支援加算(2.4%)を取得していない事業所は、一本化に伴って増えた加算額のうち、現行のベースアップ等支援加算に相当する額の2/3(1.6%)以上の新たな月額賃金改善が必要。

(令和5年11月30日第233回介護給付費分科会の資料より抜粋)

(令和6年1月22日第239回介護給付費分科会の資料より抜粋)

## ④ 処遇改善加算等の届出と実績報告書の提出

### 1. 処遇改善加算等取得の届出

提出書類	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書 ※ いずれかの加算を新規に取得した場合またはいずれかの加算において加算区分が変更となる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出も必要となります。
提出期限	処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日 ※ 現在、厚生労働省について、計画書等の様式の見直しを検討しており、見直し後の様式については2月末目処で発出する予定。このため、令和5年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までとする予定。 ※ なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっていますので、それに関する届出等については追って通知します。

### 2. 実績報告書の提出

提出書類	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善実績報告書
提出期限	事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日

※1 新加算の適用には、令和7年3月末までの経過措置があります（その間は改定前の3加算も適用されます）。

※2 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料については、提出時に添付する必要はありませんが、指定権者から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管してください。

## (4) 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取り扱い

---

令和6年4月から市町村から直接指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となります。主な内容は下記のとおりです。

- ・居宅介護支援事業所の指定を受けていること。
- ・管理者が主任介護支援専門員であること(兼務可)。
- ・介護予防支援の指定を受けた場合も、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業(いわゆる介護予防ケアマネジメント)は、実施不可。(地域包括支援センターから委託を受ければ実施可能。)
- ・介護予防支援の指定を受けなくても、引き続き地域包括支援センターから委託を受ければ介護予防支援を実施可能。

# 3. 介護給付適正化の取組

---

- (1) 宇佐市における介護給付適正化の取組
- (2) 運営指導
- (3) ケアプランに関する届出

# (1) 宇佐市における介護給付適正化の取組および主要3事業

## ●介護保険事業所に対する指導の充実

(1) 集団指導	介護保険事業所管理者説明会の開催
(2) 運営指導	関係書類等を基に説明を求める面談方式での個別指導

## 1. 要介護認定の適正化

(1) 認定調査票の点検	変更認定または更新認定に係る認定調査票の事後点検
(2) 業務分析データの活用	認定調査員及び介護認定審査会委員に対する業務分析データを活用した検討会を実施

## 2. ケアプランの点検

(1) ケアプランの点検	介護支援専門員等を対象に、面談によるケアプランの点検
(2) 住宅改修の点検	改修工事前後に利用者宅を訪問し、住環境の実態及び工事施工状況等の点検
(3) 福祉用具購入・貸与調査	過去に同種類の福祉用具購入実績がある場合や、利用者の状態や生活環境等から必要性に疑義がある場合について点検 軽度の要介護者等への貸与や、利用者の状態や生活環境等から必要性に疑義がある貸与について点検

## 3. 縦覧点検・医療情報との突合

(1) 縦覧点検	加算の算定回数や軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者等について国保連合会から提供される帳票の点検
(2) 医療情報との突合	医療給付状況と介護給付情報を突合し、入院中の介護請求などの有無を点検



## (2) 運営指導

### ① 運営指導の目的

利用者の自立支援及び尊厳保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(根拠法令等：介護保険法第23条、宇佐市介護保険サービス事業者等指導要綱)

## ② 実施方法

通知・提出等時期	内 容								
運営指導日の6週間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業所へ<u>指導監査室</u>より実施通知を郵送</li> <li>・ 以下の書類の提出を依頼(1～4は市指定様式)               <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 事前提出資料</td> <td style="width: 50%;">5. 運営規定</td> </tr> <tr> <td>2. 自己点検シート</td> <td>6. 重要事項説明書</td> </tr> <tr> <td>3. 介護給付費加算等自己点検シート</td> <td>7. 利用契約書</td> </tr> <tr> <td>4. 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表</td> <td>8. その他(市が指定する書類)</td> </tr> </table> </li> </ul>	1. 事前提出資料	5. 運営規定	2. 自己点検シート	6. 重要事項説明書	3. 介護給付費加算等自己点検シート	7. 利用契約書	4. 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	8. その他(市が指定する書類)
1. 事前提出資料	5. 運営規定								
2. 自己点検シート	6. 重要事項説明書								
3. 介護給付費加算等自己点検シート	7. 利用契約書								
4. 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	8. その他(市が指定する書類)								
運営指導日の2週間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記1～8の書類を<u>指導監査室</u>に提出</li> </ul>								
運営指導当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員4～5名が事業所訪問(ヒアリング・書類点検による指導)</li> <li>・ 事業所側で準備する書類等(実施通知時に通知)</li> <li>・ 所要時間：2時間程度</li> <li>・ 主な内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの実施状況指導(利用者の生活実態の巡視及び施設設備の確認等)</li> <li>最低基準等運営体制指導(運営基準等の遵守状況の確認等)</li> <li>報酬請求指導(加算要件の確認等)</li> </ul> </li> </ul>								
運営指導日から4週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営指導結果通知を郵送</li> </ul>								
運営指導結果通知から4週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (指摘事項がある場合)改善報告書を<u>指導監査室</u>に提出</li> </ul>								

### ③ 監査(実地検査)への変更

運営指導を行う中で、次の事項に該当する状況を確認した場合、運営指導を中止し直ちに介護保険法第5章並びに宇佐市介護保険サービス事業所等指導要綱に定めるところにより監査を行います。

- ア) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- イ) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

#### ④ 運営体制指導での指摘事項(抜粋)

##### 指摘事項

評価(外部評価)の公表等が適切に行えていない。

重要事項説明書に現状と異なる記載があった。

作成した計画書を利用者に交付しているが、交付の記録を残していない。

業務継続計画の策定等が成されていない。

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会が未設置。

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備等がまだ成されていない。

## ⑤ 報酬請求指導での指摘事項(抜粋)

対象事業	点検項目	指摘事項
居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院後、7日以内に情報提供を行っていない。
居宅介護支援	退院・退所加算	カンファレンスの要件を満たしていない。
居宅介護支援	通院時情報連携加算	医師へ提供した利用者情報や同行への同意の記録がない。
認知症対応型 共同生活介護	入院時費用	入院先の医療機関との間で情報連携を行う必要があるが、当時の記録等が残されていない。
認知症対応型 共同生活介護	医療連携体制加算	看護師の配置において、連携に関する記録等がなかった。
認知症対応型 共同生活介護	認知症専門ケア加算	介護計画に日常生活自立度の記載がなかった。

### (3) ケアプランに関する届出

#### ① 届出を要する手続き

##### サービス利用前に届出を求めている手続き

軽度者に対する福祉用具貸与

同居家族がいる場合の生活援助利用

要介護認定期間の半数を超える短期入所の利用

訪問介護(生活援助中心型)の回数が基準を超えるケアプラン

##### 市からの依頼後、届出を求めている手続き

訪問介護サービスの利用割合が基準を超えるケアプランの届出

## ②訪問介護サービスの利用割合が基準を超えるケアプランの届出

・利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプラン作成を目的とし事業所単位で

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

に該当するケアプランについて介護度別に1件ずつ以上を指定し、届出の提出を依頼



介護支援専門員の視点だけでなく、他職種協働によるケアプラン検討の実施

# 4. 人員、設備及び運営に関する 基準等の経過措置

---

- (1) 感染症対策の強化
- (2) 業務継続に向けた取組の強化
- (3) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- (4) 高齢者虐待防止の推進



## (1) 感染症対策の強化(令和6年4月1日義務化)

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施**を義務づけ。

取組内容	施設サービス	居住系サービス	その他サービス
委員会の開催	概ね3月に1回以上	概ね6月に1回以上	
指針の整備	平常時の対策及び発生時の対応を規定。 「介護現場における感染対策の手引き」を参照。		
研修の実施	年2回以上 (定期の開催に加えて、新規採用時には別に研修を実施)		年1回以上 (定期の開催に加えて、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい)
訓練の実施	年2回以上		年1回以上

## (2)－1 業務継続に向けた取組の強化(令和6年4月1日義務化)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施**等を義務づけ。

### ①業務継続計画(BCP)の記載内容

イ 感染症に係る業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"><li>a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</li><li>b 初動対応</li><li>c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</li></ul>
ロ 災害に係る業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"><li>a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</li><li>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</li><li>c 他施設及び地域との連携</li></ul>

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照

## ②研修の実施、訓練の実施

取組内容	施設・居住系サービス	その他サービス
研修の実施	年2回以上 (定期の開催に加えて、新規採用時には別に研修を実施)	年1回以上 (定期の開催に加えて、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい)
訓練の実施	年2回以上	年1回以上

感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

## (2)－2 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)】

### 《単位数》

- ・所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(施設・居住系サービス)
- ・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(その他のサービス)

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

### (3) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ(令和6年4月1日義務化)

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)に、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること**を義務づけ。

#### 認知症介護基礎研修の受講の義務づけの対象とならない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させること

## (4)－1 高齢者虐待防止の推進(令和6年4月1日義務化)

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、運営規程に定めておかなければならない事項として、**虐待の防止のための措置に関する事項**を追加し、虐待の発生又はその再発を防止するための**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者**を定めることを義務づけ。

### ①運営規程

#### 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)
- ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法 等

※ 運営規程の変更については、指定権者への届出が必要

## ②取組内容

取組内容	施設・入居系サービス	その他サービス
委員会の開催	定期的に開催	
指針の整備	イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	
研修の実施	年2回以上 (定期の開催に加えて、新規採用時には別に研修を実施)	年1回以上 (定期の開催に加えて、新規採用時には別に研修を実施)
担当者の配置	専任の担当者を配置。 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい	

## ※ 資料紹介

令和3年度老人保健健康増進等事業

介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業  
報告書別冊

### 『施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備

—令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例—[令和4年3月版]』

発行：社会福祉法人 東北福社会 認知症介護研究・研修仙台センター

資料掲載URL：[https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail\\_410\\_center\\_3.php](https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_410_center_3.php)

※ 認知症介護情報ネットワーク(<https://www.dcnet.gr.jp>)の下部「学習支援情報」、「学習教材」から上記の資料掲載ページへ進むことができます。



## (4)－2 高齢者虐待防止措置未実施減算について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。

### 《単位数》

- ・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(全サービス)

# 5. 高齢者虐待に係る対応

---

- (1) 高齢者虐待に関する定義
- (2) 令和4年度高齢者虐待についての対応状況等
- (3) 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等の責務等

# (1) 高齢者虐待に関する定義

「**高齢者**」…65歳以上の者

「**養護者による虐待**」…高齢者を現に養護する者(養介護施設従事者等を除く)による虐待

「**養介護施設従事者等による虐待**」…「養介護施設」と「養介護事業」に従事する者による虐待

\* 養介護施設：老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

\* 要介護事業：老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

## ＜高齢者虐待にあたる行為＞

- ① **身体的虐待**…身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体拘束を含む）
- ② **ネグレクト**…衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ③ **心理的虐待**…激しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④ **性的虐待**…高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ⑤ **経済的虐待**…高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## (2) 令和4年度高齢者虐待についての対応状況等

### ①通報者・通報件数(宇佐市)

警察	介護支援 専門員	事業所 職員	医療機関 職員	近隣住民 ・知人	本人	家族・ 親族	合計
13件	1件	0件	0件	0件	0件	3件	17件

### ②対応件数

	通報件数 (前年比)	虐待判断件数 (前年比)	虐待の種類				
			身体	ネグレクト	心理	性的	経済
養介護施設従事 者等による虐待	0件 (△3件)	0件 (△1件)	0件	0件	0件	0件	0件
養護者による 虐待	17件 (△3件)	1件 (△2件)	1件	0件	0件	0件	0件

※参考:大分県

	通報件数 (前年比)	虐待判断件数 (前年比)
養介護施設従事者等	16件 (△7件)	4件 (△7件)
養護者	287件 (△31件)	129件 (△21件)

### (3) 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等の責務等

#### ① 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置(法第20条)

- ・ 養介護施設従事者等の**研修の実施**すること
- ・ 高齢者及びその家族からの**苦情の処理の体制を整備**すること
- ・ その他の養介護施設従事者等による**高齢者虐待の防止等のための措置**を講じること

#### ② 通報義務(法第21条)

- ・ 養介護施設従事者等は、従事する介護施設等で**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

#### ③ 通報等による不利益取扱いの禁止(法第21条第7項)

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、**通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。**

## 6. その他

---

- (1) マイナポータルを活用したオンライン申請について
- (2) 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入
- (3) 事故報告書について
- (4) 介護職人材確保支援事業について
- (5) ケアプランデータ連携システムについて
- (6) 要介護認定・要支援認定申請書様式の変更について
- (7) 宇佐市人権施策実施計画について

## (1) マイナポータルを活用したオンライン申請について

マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン申請(ぴったりサービス)で以下の手続きを行うことができます。(令和5年3月1日から対応済)

○要介護・要支援認定の申請	○住所移転後の要介護・要支援認定申請
○要介護・要支援更新認定の申請	○要介護・要支援認定区分変更の申請
○居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	○介護保険負担割合証の再交付申請
○被保険者証の再交付申請	○高額介護(予防)サービス費の支給申請
○介護保険負担限度額認定申請	○居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
○居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 (住宅改修前)	○居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 (住宅改修後)

## (2) 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入

目的・背景	厚生労働省は介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため令和4年11月から運用開始
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出書類の印刷、持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結</li><li>・申請、届出の様式付表についてウェブ画面で入力</li><li>・申請、届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能</li></ul>
受付可能な申請・届出	新規指定申請、変更届出、更新申請、加算に関する届出、その他申請届出
事業所が必要な準備	<ul style="list-style-type: none"><li>・GビズIDの取得(必須)</li><li>・登記情報提供サービス:一部の申請等では、登記事項証明書(原本)の提出が必要ですが、登記情報提供サービスを利用することで原本の郵送等が不要となります。</li></ul>
開始時期	宇佐市では令和6年度後半開始予定 令和7年度からは原則「電子申請・届出システム」による提出が義務化



### (3) 事故報告書について

介護事故の報告は事業所から市町村に対してなされるものとされています。  
報告期限は事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出をお願いします。

報告の対象となる利用者	事業者が行うサービスを利用するすべての利用者 (住所地特例者等の市以外の介護保険被保険者を含む。)
報告の対象となる事故等の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・死亡に至った事故、病死(死因に疑義が生じる可能性があるものに限る。)</li><li>・医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故</li><li>・食中毒及び感染症等の発生又はそれらが疑われる状況の発生</li><li>・失踪</li><li>・職員等の法令違反及び不祥事の発生</li><li>・その他市に報告する必要があると認められるもの</li></ul>

## (4) 介護職人材確保支援事業について

(令和6年4月1日より制度変更があります。3月末に新制度について公表される見込みです。)

宇佐市内の介護サービス事業所における介護職等の人材の確保及び育成を図るため、市内介護サービス事業所に就職した者及び市が定める期間勤務した者等に対し、報奨金を交付。

区分	交付要件	交付額
就職奨励金	市内介護サービス事業所に、介護職・看護職・調理員の正規職員として就職した満50歳未満の者 (この就職の日から過去1年以内に市内の介護サービス事業所に正規職員として勤務していた者を除く。)	10万円
初任者資格等 取得報奨金	就職奨励金の交付対象者で初任者資格等を取得している者、若しくは就職奨励金の交付を受けた者のうち、 初任者資格等取得報奨金の交付を受けていない者であって、初任者資格等を取得している者 (初任者資格等…介護職員初任者研修資格、介護福祉士実務者研修資格、介護福祉士資格)	10万円
継続勤務報奨金 (3年間継続勤務)	就職奨励金の交付を受けた者で、就職奨励金の交付対象となった就職の日から、継続して同一の介護サービス事業所で介護職等の正規職員として3年間(同一法人内の市内に所在する別の介護サービス事業所における勤務期間を含む。)勤務した者。	10万円
継続勤務報奨金 (5年間継続勤務)	就職奨励金の交付を受けた者で、就職奨励金の交付対象となった就職の日から、継続して同一の介護サービス事業所で介護職等の正規職員として5年間(同一法人内の市内に所在する別の介護サービス事業所における勤務期間を含む。)勤務した者。ただし、介護職については、介護福祉士の資格取得者に限る。	20万円

次のいずれかに該当する者は交付対象者となりません。

- ①市税等の滞納がある者。
- ②暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- ③報奨金の交付に係る介護サービス事業所を離職している者。

## (5) ケアプランデータ連携システムについて(令和5年4月運用開始)

国民健康保険中央会において、「居宅介護支援事業所」と「介護サービス事業所」との間で、毎月連携されているケアプラン(提供票)をデータで送受信できるシステム「ケアプランデータ連携システム」を構築。

### 業務効率化(期待できる削減効果例)

記載時間の削減、転記誤りの削減、  
データ管理による文書量の削減、  
介護従事者の負担軽減 等



- ・利用者支援にかかる時間増
- ・ケアの質向上 等

### 費用効率化(期待できる削減効果例)

人件費、印刷費、郵送費、交通費、  
通信費等の削減 等



- ・介護人材の新規確保と定着率向上
- ・事業所環境の維持等・改善費の割当額増加 等

### ケアプランデータ連携システム利用料

ライセンス料(1事業所あたり)

- ・21,000円/年額(月額換算すると税込み1,750円)

## (6) 要介護認定・要支援認定申請書様式について

令和6年4月1日申請受付分より、「要介護認定・要支援認定申請書」及び「要介護認定区分変更申請書」の裏面において、「要介護認定等の資料提供に係る申請書」「申請時添付メモ」を併せた様式に変更致します。

※「令和5年3月8日付介護第0308001」で通知しております。

詳しくはこちらでご確認ください。

## (7)－1 宇佐市人権施策実施計画について

### 宇佐市人権施策実施計画(抜粋)

#### 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

人権教育は、家庭・学校・職場・地域等、あらゆる場や機会を捉えて推進する必要がある、中でも、人権問題を適確に捉える感性や人権を重視する姿勢を育むことが重要である。

さらに、人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であり、本市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉保健関係者等に対する人権教育を充実する。

#### 人権学習支援の取組

- ・人権啓発DVDの貸出し
- ・人権に関する専門の指導員の派遣(人権講師無料派遣)

## (7)－2 人権に関する3つの法律について

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。その権利を守るため、差別を解消するための3つの法律が施行されました。

### 1.障害者差別解消法【2016年(平成28年)4月施行)】

正当な理由なくサービスの提供を拒否するなどの「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、障がいのある方の特徴・状況に応じて対応する「**合理的配慮**」の提供を求めた法律。

### 2.ヘイトスピーチ解消法【2016年(平成28年)6月施行)】

特定の民族や国籍の人々に対して、差別意識を助長・誘発する目的で生命や財産に危害を加えるように告げ、地域社会からの排除をおおる**ヘイトスピーチ(憎悪表現)の抑止・解消を目的**とした法律。

### 1.部落差別解消推進法【2016年(平成28年)12月施行)】

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の発展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、**部落差別の解消**を推進し、**部落差別のない社会を実現**することを目的とした法律。

## (7)－3 宇佐市人権啓発推進協議会への入会のご案内について

宇佐市人権啓発推進協議会は、全ての市民の基本的な人権が等しく尊重される社会を希求し、同和問題をはじめあらゆる差別の撤廃と、人権擁護のための啓発の推進を図ることを目的として、宇佐市内の多くの企業、各種団体、公的機関からなる会員の皆様のご賛同により設立されました。

協議会の会員になることで、**啓発指導員による研修会**が無料で実施されます。

年会費については**無料**です。

入会についての詳しい説明をご希望の事業所様は、「**宇佐市役所人権啓発・部落差別解消推進課**」までお気軽にご連絡ください。

今回の説明会の内容についてのご質問は、質問票により、下記メールアドレス宛にご提出ください。

E-mail : [kyuufu05@city.usa.lg.jp](mailto:kyuufu05@city.usa.lg.jp)

ご視聴ありがとうございました。